

ヒアリング項目（発注事業者・団体向け）

【団体の概要】

- ・ 貴団体の概要について簡潔にご説明ください。

当協会は、ボディケアやもみほぐしと言われる主に手を使った施術と空間演出、コミュニケーションによりお客様のストレス解消、癒しの提供を行うことを目的としたサービスを提供する事業者の加入する業界団体です。

リラクゼーションの運営管理を行う会社（個人の場合もあり。以下、「発注事業者」）を会員として、業界の健全な発展、社会認知向上のための活動を行っています。

【当該業界におけるフリーランスとの取引概要】

- ・ この業界の企業において、どのような場面でどの職種のフリーランスと取引をしますか。

主にリラクゼーション店舗内でお客様に提供するリラクゼーションサービス（もみほぐし等）やそれに付随する受付業務などを、リラクゼーションセラピスト（施術者）という職種でフリーランスの方と契約をします。

- ・ フリーランスと取引をする場合、その取引の構造はどのようになっていますか（他から受けた仕事の一部をフリーランスに下請（再委託）に出す、仲介事業者を介してフリーランスに委託しているなど）。

発注事業者が直接フリーランスと契約を行います。

また、温浴施設などでは、施設側から発注事業者が運営管理の委託を受け、発注事業者がサービス提供（施術等）をフリーランスへ委託するケースもあります。

- ・ 契約形態について、発注ごとに一から個別に契約を結ぶのではなく、基本契約を締結した上で、基本契約に基づき個別の発注を行う取引はありますか。また、そういった契約形態がある場合、どのような取引に多いでしょうか。

概ねありません。

- ・一般的にどのような流れで業務内容や報酬は決まりますか（発注・受注者のいずれかが主に決定するものか、それ以外の当事者が決定に関与するかなど）。

発注事業者ごとに様々です。

（一例）

- ・勤務地・勤務日数・勤務時間・公休曜日等は受注者、大枠のルールや条件面に関しては発注事業者側が受注者へ提案。同意時に契約成立。
- ・あらかじめ決められた業務内容・報酬を発注事業者側が提示し、合意。

- ・1つの業務につきどの程度の期間（時間）にわたりフリーランスと取引をしますか。

発注事業者ごとに様々ですが、1年間という事例が多く見受けられます。

【募集情報の表示について】

- ・業界内において、フリーランスの募集はどのように実施されていますか（例：自社のHPや、SNS、仲介事業者のウェブページ等）。また、募集時にどのような事項を提示していますか。その事項を提示している理由をご教示ください。
不特定多数のフリーランスへの募集をしていない場合には、その理由についてご教示ください。

事業者の規模によっても異なります。

多店舗展開をする事業者（主に法人）では、自社HPや求人媒体を利用した募集を行うことがあります。勤務地・時間・業務内容・報酬等の事項を提供しています。

【ハラスメントについて】

- ・フリーランスに関し、ハラスメントのトラブルはありますか。ある場合、どのようなもの（ハラスメントの種類、行為者）がありますか。また、フリーランス向けの、ハラスメント（※1）に関する相談窓口や相談役はどこに置き、相談があったハラスメントの事実確認はどのように行うことが想定されますか（※2）。そのハラスメントに関する相談窓口や相談役の情報をフリーランスに予め伝えるには、どのような方法が考えられますか。
（※1）セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産に関するハラスメント。
（※2）これに関し、労働関係法令に基づき設置している相談窓口等をフリーランスも活用できるようにするといった対応が想定される場合にはその点もあわせてご教示ください。

当協会では把握しているハラスメントトラブルは現状ありません。

フリーランス向けの相談窓口設置、事実確認、予め伝える方法として、発注事業者単位では、以下の対応が考えられます。

【相談窓口の設置場所】

- ・各発注事業者の本社・本部

【予め伝える方法】

- ・業務委託契約書類に記載
- ・就業場所に掲示する
- ・LINE や自社のアプリ等フリーランスの方へ情報配信できるツールでの周知

【事実確認】

- ・従業員とフリーランスの双方との個別

【育児介護等と業務の両立に対する配慮について】

- ・妊娠・出産・育児・介護があるフリーランスからはこういった配慮の申出があることが想定されますか。また、その希望を踏まえ、就業時間・場所、納期、業務や打ち合わせの方法を調整・変更することについて、可能な対応・難しい対応を教えてください。

就業時間や日数、急なシフト変更の申出が考えられます。

上記については基本的に対応可能なケースが多いです。

また、ご家族の事情等で就業場所の変更の申出も考えられます。複数店舗を運営している場合には、別店舗などへの就業場所の変更も可能ですが、委託業務の性質上、以下の場合には難しいこともあります。

就業場所の変更が難しい例

- ・配属店舗側の要望と合わない
- ・フリーランスの自宅等する等

業務内容については、業務の特性上変更が難しい場合が多いですが、例えばボディは行えなくてもフェイシャルは施術できる場合は調整することが可能というケースもあります。

【契約の中途解除・契約の不更新について】

- ・契約の中途解除又は契約の不更新について、30 日前の事前予告が難しいケースはありますか。ある場合、それはどのようなケースですか。また、フリーランスから求められた際、解除や不更新の理由の提示が難しい場合はありますか。ある場合、それはどのようなケースですか。

30 日前の事前予告が難しいケースとしては以下が考えられます。

【フリーランス側の事情によるもの】

- ・本業（正社員）で就業しながらフリーランスをされている方は、本業の繁忙事情により、就業頻度の変更や契約解除等が発生するケースがあります。
- ・配偶者の引越し、介護等のご家族の都合によるケースも考えられます。
- ・フリーランスの方本人の急な体調の変化や妊娠もあります。
- ・突然いなくなり、連絡もつかないケースもあります。

【発注事業者側の事情によるもの】

- ・天災等による店舗閉店
- ・契約書の即時解除項目に該当した場合

【その他】

- ・その他、前述の質問項目にない内容で、課題や懸念、業界特有の事情など、お気付きのことをございましたらご教示ください。